

公立病院改革プランの概要

団 体 名		新潟県					
プランの名称		新潟県病院事業の取組方針					
策 定 日		平成 21年 9月 30日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	新潟県立十日町病院					
	所 在 地	新潟県十日町市高山32-9					
	病 床 数	一般:275床					
	診 療 科 目	内科、神経内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、放射線科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<ul style="list-style-type: none"> ・地域中核病院としての機能を充実する。 ・安全と安心を与える医療を構築する。 ・効率的なチーム医療を推進し、経営を健全化する。 ・地域中核病院としての存在意義と地域に理解される医療のあり方をアピールする。 					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>効率的な運営を行った上で、病院負担が困難な経費や病院負担とすることが適当でない経費について、一定の基準に従って県の一般会計が負担する。</p> <p>(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療の経費の一部 ・総合病院高額器械導入負担の一部 ・高度医療器械利息分 					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	102.9	102.1	103.4	104.5	104.6	
	職員給与費比率	59.1	60.4	58.6	58.7	58.7	
	病床利用率	89.5	87.3	89.9	89.9	89.9	
	医業収支比率	99.0	98.4	100.1	101.2	101.3	
上記目標数値設定の考え方		平成21年度当初予算をベースに設定					
		(経常黒字化の目標年度: 年度)					

				団体名 (病院名)	新潟県 (新潟県立十日町病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期	BSC(バランス・スコアカード)を活用した戦略的マネジメントシステムの導入					
	民間的経営手法の導入						
	事業規模・形態の見直し						
	経費削減・抑制対策	<p>超過勤務時間を削減し人件費を抑制する。 直接、診療報酬を請求できない「その他診療材料」について、品目削減、価格交渉等によって経費削減を行う。 院内での印刷枚数を削減し、用紙購入額及びコピー料金の削減を図る。</p>					
	収入増加・確保対策	<p>院内の連携を密にし病床利用率を高め、収益の向上を図る。 DPCの導入(H21.4～対象病院) 医事担当職員及び医療クラークを中心として算定項目の見直し、請求漏れの防止を図り、入院・外来の診療単価を向上させる。</p>					
その他	<p>オーダーリングシステムを整備し、診療業務を効率化するとともに、医療クラークを配置して医師の事務作業を軽減し、診療業務に専念できる環境を整備する。</p>						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	18年度	89.0%	19年度	89.5%	20年度	87.3%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等						

団体名 (病院名)	新潟県 (新潟県立十日町病院)
--------------	--------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	魚沼医療圏の公立病院()内数値は、合計病床数) 【十日町市】県立十日町(275)、県立松代(55) 【津南町】町立津南(114) 【魚沼市】県立小出(383)、市立堀之内(84) 【南魚沼市】県立六日町(199)、市立ゆきぐに大和(199)、市立城内(25) 【湯沢町】湯沢保健医療センター(90)		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	魚沼基幹病院構想とともに魚沼地域の医療高度化を進める上で、十日町・中魚沼地域(栄村の一部を含む)の医療提供体制の中、十日町病院や松代病院が今後、果たすべき役割を検討する。		
経営形態見直しに係る計画	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	<内容> (検討・協議の方向性) 地域の中核的な病院として改築し、改築後の経営母体は、着実に地域内の医療機関との役割分担・連携に基づく医療提供を実行できる医療機関であり、医療の公共性を重視した医療機関とする。 関東圏を含む複数の大学との関係を保ちつつ、臨床研修の充実や医師等の魅力ある勤務・生活環境に関する優遇策を講じながら、大学医局等からの医師派遣等を通じた医師確保を図る。 (22年度の計画) 病院局長及び十日町市長等で構成する「協議会」等で広く、医療関係者、地元住民等と議論し、基本構想(案)を策定する。 機能、規模等については、「十日町病院等の医療提供体制に関する検討会」の答申を尊重しつつ、魚沼基幹病院の機能や規模等との調整を図る。 設置・運営形態について、「公設民営化」に関する地元合意を尊重し、指定管理者は厚生連を想定して条件面の整理を進める。	
	経営形態の現況 (該当箇所) 経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) 討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	<内容> 平成18年6月に地元市に提示した「再編フレーム案」では、公設民営としており、地元十日町市において医師確保に配慮した運営主体を検討している。	
	点検・評価・公表等の概要 (委員会等を設置する場合その概要)	県病院局ホームページ上で公表 各病院における取組や収支見込みについては、四半期ごとに点検し、必要に応じて修正を加えることとしている。		
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	四半期ごとに点検・評価を行う。		
その他特記事項				

(別紙)

団体名
(病院名)新潟県
(新潟県立十日町病院)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 入	1. 医業収益 a	4,305	4,373	4,345	4,473	4,463	4,463
	(1) 料 金 収 入	4,180	4,246	4,220	4,314	4,314	4,314
	(2) そ の 他	125	127	125	159	149	149
	うち他会計負担金	69	72	69	104	94	94
	2. 医業外収益	311	297	274	280	248	244
	(1) 他会計負担金・補助金	251	264	242	226	219	215
	(2) 国(県)補助金	3	4	4	7	7	7
	(3) そ の 他	57	29	28	47	22	22
	経常収益(A)	4,616	4,670	4,619	4,753	4,711	4,707
	支 出	1. 医業費用 b	4,434	4,418	4,414	4,469	4,410
(1) 職員給与費 c		2,643	2,583	2,624	2,619	2,619	2,619
(2) 材 料 費		1,048	1,069	1,063	1,055	1,055	1,055
(3) 経 費		570	598	572	636	576	576
(4) 減価償却費		153	145	140	132	133	130
(5) そ の 他		20	23	15	27	27	27
2. 医業外費用		147	119	110	129	99	94
(1) 支払利息		81	77	71	71	66	61
(2) そ の 他		66	42	39	58	33	33
経常費用(B)		4,581	4,537	4,524	4,598	4,509	4,501
経常損益(A)-(B)(C)		35	133	95	155	202	206
特 別 損 益	1. 特別利益(D)						
	2. 特別損失(E)						
	特別損益(D)-(E)(F)	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C)+(F)		35	133	95	155	202	206
累 積 欠 損 金 (G)		-162	-295	-390	-545	-747	-953
不 良 債 務	流動資産(P)						
	流動負債(Q)						
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(R)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(S)						
	不良債務額(T) 差引{(Q)-(S)}-{(R)-(U)}	0	0	0	0	0	0
単年度資金不足額(V)							
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		100.8	102.9	102.1	103.4	104.5	104.6
不良債務比率 $\frac{(T)}{a} \times 100$		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$		97.1	99.0	98.4	100.1	101.2	101.3
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$		61.4	59.1	60.4	58.6	58.7	58.7
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額(H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率							
病 床 利 用 率		89.0	89.5	87.3	89.9	89.9	89.9

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	新潟県 (新潟県立十日町病院)
--------------	--------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	94	78	94	183	107	107
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	59	76	43	60	79	82
	4. 他会計借入金		43				
	5. 他会計補助金			3			
	6. 国(県)補助金	7	1	15			
	7. その他						
	収入計 (a)	160	198	155	243	186	189
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	160	198	155	243	186	189	
支 出	1. 建設改良費	110	68	113	191	129	129
	2. 企業債償還金	189	227	206	182	205	215
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
支出計 (B)	299	295	319	373	334	344	
差引不足額 (B) - (A) (C)	139	97	164	130	148	155	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	139	97	164	130	148	155
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計 (D)	139	97	164	130	148	155	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E) - (F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収益的収支	(9,217)	(11,959)	(20,526)	(14,359)	(13,609)	(13,464)
	320,160	336,323	311,158	330,087	312,854	309,514
資本的収支	(0)	(0)	(3,170)	(0)	(0)	(0)
	58,675	76,630	46,108	59,938	78,734	82,678
合計	(9,217)	(11,959)	(23,696)	(14,359)	(13,609)	(13,464)
	378,835	412,953	357,266	390,025	391,588	392,192

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。